

質問第一四号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴う各市区町村の
廃棄物処理費用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年十二月十四日

浜田 聡

参議院議長 山東昭子 殿

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴う各市区町村の廃棄物処理費用
に関する質問主意書

令和四年四月一日からの施行が予定されているプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック新法」という。）では、これまで一般廃棄物として処理されてきたプラスチック製品類についても、分別収集・保管及び再商品化を行うよう努める義務を各市区町村に課している。既に実施されている容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づくプラスチック容器包装の分別収集・保管及び再商品化には、平成二十九年度において、「容器包装廃棄物の収集運搬・選別保管費用等に関するアンケート調査」によると収集運搬で約三百九十億円、選別保管及び管理等で約二百七十四億円、また日本容器包装リサイクル協会が出しているデータによると再商品化で約三百八十億円、計約千四百四十四億円の費用を要している。そのうち、市区町村の負担は約六百八十八億円と多額であり、その影響は大きい。そのためプラスチック新法及び施行令においても、各市区町村における分別収集・保管及び再商品化等における財政負担がどの程度であるか予め把握しておく必要がある。以上を踏まえ、プラスチック新法及び施行令における各市区町村の廃棄物処理費用に関して、以下質問する。

一 プラスチック新法及び施行令で定められた対象プラスチック使用製品廃棄物の、令和四年度における排出量を試算しているか。試算している場合、試算された排出量を算出根拠と併せて示されたい。また、当該プラスチック使用製品廃棄物の収集運搬、選別保管及び再商品化に係る費用は総計してどの程度の金額になると見込まれているか示されたい。

二 前記一について、試算されていない場合、なぜ試算されていないのか理由を示されたい。また今後試算する考えはあるか示されたい。

三 プラスチック新法及び施行令で定められた対象プラスチック使用製品廃棄物のうち、努力義務を履行する市区町村が収集運搬及び選別保管、再商品化を指定法人等を通じて実施する分について、令和四年度の排出量を試算しているか。試算している場合、試算された排出量を算出根拠と併せて示されたい。また、それに伴う当該市区町村における新たな財政負担ほどの程度の金額になると見込まれているか。

四 前記三について、試算されていない場合、なぜ試算されていないのか理由を示されたい。また今後試算する考えはあるか示されたい。

五 前記三について、プラスチック新法及び施行令に基づき発生するであろう当該市区町村の新たな財政負

担を鑑み、当該市区町村への財政的支援の必要性について、政府の見解を示されたい。

六 環境省が実施している「容器包装廃棄物の収集運搬・選別保管費用等に関するアンケート調査」はリサイクル政策の立案に当たり、貴重な情報が得られる重要な調査と考えるが、平成二十九年度をもつて終了している。市区町村の事務負担等を考慮し、全量調査ではなく抽出調査にて再実施すべきと考えるが、政府の見解を伺う。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁された
い。

右質問する。